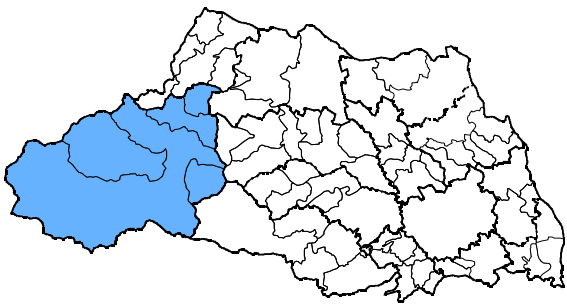


秩父保健医療圏

	【圏域の基本指標】	【県値】
	人口総数 101,648 人 人口増減率 (H22～H27) △6.1% 年齢3区分別人口 〔 0～14歳 12,000人 (11.8%) 15～64歳 57,441人 (56.6%) 65歳～ 32,131人 (31.6%) 出生率 (人口千対) 6.1 死亡率 (人口千対) 14.6	[1.0%] [12.6%] [62.5%] [24.8%] [7.8] [8.7]
保健所	秩父保健所	
圏域 (市町村)	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町	

(平成27年国勢調査データより)

【救急医療（小児救急を含む）】

【目標】

二次救急医療体制の堅持に向け、医療機関間の医療従事者相互派遣を推進するとともに、診療所医師の協力による二次救急病院支援体制を維持します。研修医確保等、不足する勤務医の確保対策を推進します。

【主な取組】

- 医療従事者相互派遣による救急医療の負担軽減や診療交流の推進
- 診療所医師等による二次救急病院への支援
- 救急医療に従事する医師確保対策の推進
- 救急医療機関の適正受診や救急車の適正利用の推進

〈実施主体：市町、医師会、医療機関、消防本部、保健所等〉

【親と子の保健医療対策】

【目標】

医師会、公立病院、行政機関等の協力と支援のもと、圏域の産科医療を確保します。また、妊娠期からの切れ目ない支援の充実・強化を図るとともに、児童、生徒の心身の健全な発育を支援します。

【主な取組】

- 地域の医師会、公立病院、行政の協力による産科医療機関の支援
- 公立病院等における産科施設整備の推進と産科医師・小児科医師等の確保
- 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の充実・強化
- 児童生徒の健康保持の推進

〈実施主体：市町、医師会、医療機関、保健所等〉

【在宅医療の推進】

【目標】

人生の最後まで住み慣れた自宅等で自分らしい生活を続けられるよう、在宅医療・在宅療養への支援、終末期ケアの推進、必要な人材確保を図ります。また、回復期リハビリテーション病床の円滑な利用体制を推進します。

【主な取組】

- 広域的な在宅医療体制の推進
- 人生の最終段階における支援体制の構築
- 看護・介護人材の確保対策の推進
- 回復期リハビリテーション病床の円滑な活用体制の推進と在宅復帰の促進

〈実施主体：医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、市町、訪問看護ステーション、介護保険施設、社会福祉施設、社会福祉協議会、福祉事務所、保健所等〉

【生活習慣病対策の推進】

【目標】

生活習慣病患者の増加に対応するため、関係機関の多職種連携を進め、生活習慣病の予防と重症化防止対策、歯科口腔保健対策等を推進します。

【主な取組】

- 生活習慣病の予防と重症化防止対策の推進
- データヘルス計画を活用した健康づくりの推進
- 歯科口腔保健対策の推進

〈実施主体：医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、地域活動栄養士、医療保険者、市町、保健所等〉

【精神医療と自殺防止対策の推進】

【目標】

精神障害者が、地域の一員として自分らしい暮らしができるよう、医療機関との連携や在宅医療サービスの充実等を推進するとともに、医療機関と地域機関が連携した自殺未遂者支援を展開します。また、依存症対策と薬物乱用防止対策として普及啓発等に取り組みます。

【主な取組】

- 精神疾患（認知症を含む）の支援体制の構築
- 自殺防止対策と自殺未遂者支援体制の推進

■依存症対策と薬物乱用防止対策の推進

〈実施主体：医師会、歯科医師会、薬剤師会、認知症疾患医療センター、医療機関、消防本部、警察署、市町、学校、保健所、福祉事務所、社会福祉協議会、断酒会、保護司会、薬物乱用防止指導員協議会、商工団体、公共職業安定所等〉

【健康危機管理体制の整備充実】

【目標】

広域的な健康危機事案に対応ができるよう平時から感染症対策の充実を図ります。また、新興・再興感染症の流行に備え、地域保健医療体制を更に強化します。様々な健康危機事案ごとに、関係機関が連携した取組を推進します。

【主な取組】

■医療機器依存度の高い避難行動要支援者等の対策の推進

■平時における感染症対策の充実

■MERSや新型インフルエンザなど広域的脅威となる重大感染症対策の推進

〈実施主体：医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、訪問看護ステーション、保健所、市町、消防本部、社会福祉施設等〉